

## 認可外保育施設設置届に係る手続きについてのご案内

### 1 届出について

静岡市内に、認可外保育施設を設置する場合、「様式第47号その1 認可外保育施設設置届出書（施設型）」に、必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、幼児教育・保育支援課あてご提出をお願いいたします。

なお、届出につきましては、事業開始後1月以内にご提出ください。

### 2 提出先

（令和7年4月末まで）

静岡市役所清水庁舎9階 幼保支援課 総務・事業者指導係 （電話：054-354-2622）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市幼保支援課 あて

（令和7年5月より）

静岡市役所静岡庁舎17階 幼児教育・保育支援課 事業者指導係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市幼児教育・保育支援課 あて

※郵送または直接お越しください。（直接お越しの場合は、事前の連絡をお願いします）

### 3 設置の届出に必要な書類

（1）様式第47号その1 認可外保育施設設置届出書（施設型）

（2）添付書類

① 施設平面図

② 有資格者（保育士・看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等資格が確認できる書類

③ 保険会社との契約書類の写し（利用児童に関する保険）

④ 以下は様式に記入し難い場合に添付

- ・利用形態及び年齢別に利用料金等がわかる書類
- ・各保育従事者の勤務体制がわかる勤務割表等

⑤ 以下は該当する場合に添付

- ・研修を受講している場合、研修の修了証等受講及び参加したことが分かる書類の写し

### 4 その他連絡事項

（1）静岡市内の認可外保育施設については、静岡市の指導監督の対象となります。

「認可外保育施設指導監督基準」に沿って、適切な運営をいただきますようお願いいたします。

（2）届出後、年1回の立入調査や運営状況の報告等ご協力をお願いしています。その際は改めて通知等によりご連絡をさせていただきます。

（3）届出初年度は、その年度内に一度立入調査をさせていただきます。

（4）運営状況報告は、毎年1回、5月1日時点の状況報告を求めています。5月1日以降に設置届を提出した施設については、翌年度からの提出となります。

（5）国からの情報提供等、メールによりご案内が可能なものについては、郵送ではなくメールにてご案内をさせていただきます。対応可能なメールアドレスについて、ご連絡をいただいていない場合は、幼保支援課 (youho@city.shizuoka.lg.jp) までメールを送付してください。